

『太平記』卷一における“対の方法”

谷 垣 伊 太 雄

『太平記』冒頭の「序」は、作者が「古今之變化」「安危之來由」について考察し、「天之徳」を範として国家を維持する「明君」と、「地之道」に則つて国家を守つてゆく「良臣」という組合わせを、理想的な「対」として掲げ、続けて、悪い例として、桀と紂、趙高と禄山を列記し、最後に、「既往」に「誠」を学びとるべき「後昆」の姿勢を提示して締め括る。

続く第一章が、「爰ニ」と叙述を始めているのは、右の序文で引用された異朝の例を踏まえて、「本朝」における具体的展開を見ようとする姿勢によるものと考えられる。ここでは、「後醍醐天皇ノ御宇ニ當テ、武臣相摸守平高時ト云者アリ」と、北条高時の名を出しながら、「此時上乗ニ君之徳、下失臣之礼」との一文を忘れていない。文章は一旦「情尋其濫觴者、匪啻禍一朝一夕之故」と、

時間を頼朝時代に溯及させ、それ以後の歴史を、朝廷対武家という構図の中で概観し、その終局として、高時の暴虐と後醍醐天皇の聖徳とをクローズアップする。

第二章は、後醍醐天皇の善政を、新関の停止・飢饉救済など、具体的に列挙してゆく。そして、「誠ニ理世安民ノ政、若機巧ニ付テ是ヲ見バ、命世亞聖ノオトモ稱ジツベシ」と要約した上で、「惟恨ラクハ、齊桓覇ヲ行、楚人弓ヲ遺シニ、叡慮少キ似タル事ヲ、是則所以草創雖并ニ天ニ守文不越ニ三載一也」と、後醍醐治政の瑕瑾に言及する。

第三章は、右の瑕瑾に付随するとも考えられる、三位殿の局(阿野廉子)への後醍醐天皇の寵愛ぶりと、その結果としての「傾城傾國ノ亂今ニ有ヌト覺テ、淺増カリシ事共」という状況が、予言的に述べられる。

第四章は、後醍醐天皇自身の事ではなく、その周辺的事(ここでは皇子達の事)が語られるという点で、前章と連関を持つ。この

第五章は、第三章で「君恩葉ヨリモ薄カリシカバ、一生空ク玉顔ニ近カセ給ハズ」と描かれた中宮（藤原禰子）の、その意味では矛盾することとなる「懐妊ノ御祈」を口実に、「諸寺・諸山ノ貴僧・高僧」の「様々ノ大法・秘法」が実施される事を記す。つまり「關東調伏ノ為ニ、事ヲ中宮ノ御産ニ寄テ、加様ニ秘法ヲ修セラレケルト也」という実態が明らかにされる。

そして、この第五章の後半部からは、第六・七・八章にかけて、後醍醐天皇の討幕計画と、その露頭に伴う關東（北条氏）方の対応などが、急速に語られていくこととなる。

蒙竊採古今之變化 察安危所由
覆而無外天德也 明君赫之保國家
載而無棄地道也 良臣則之守社稷

若 其德缺則雖有位不持 所謂夏桀走南巢殷紂敗牧野
其道違則雖有威不保 曾聽趙高死咸陽綠山亡鳳翔
是以 先聖慎而得垂法於將來後昆顧而不取誠於既往

これは勿論、『太平記』を書写した一写本の実態を示したものにすぎないとも言えようが、偶然とは言え、このように書かれた（読まれた）という事は、『太平記』が内在的に持っている「表現の方法」を暗示的に照射しているのではないだろうか。

それは、「対句的表現」「対の方法」とでも言うべきかである。かつて、巻四および、巻十二の天神説話に関して同様の指摘をした事もあるが、巻一では、この「対の方法」がふんだんに導入されている。この観点から、再度、巻一を概観してみよう。

第一章では、まず後醍醐天皇と平高時とを対として呈示するが、ここで「平高時」(傍点筆者、以下も同様)を登場させる事によって、玄玖本の目録が「先代草創平氏、権柄事」と記すごとく、次の源氏三代への溯及となる。そして、承久の乱を後鳥羽院と義時との対立として捉え、義時以後の北条氏について、
威萬人ノ上ニ被トイヘ共
位四位ノ際ヲ不越
謙ニ居テ仁恩ヲ施シ
己ヲ責テ礼義ヲ正ス
是ヲ以テ 高シト云ドモ危カラズ
盈リト云ドモ溢レズ
と、北条執権政治の安定ぶりを肯定的に描き、まとめとして次のように記す。

サレバ 一天下、普彼下知ニ不隨ト云處モナク

四海ノ外モ、均ク其權勢ニ服セズト云者ハ無リケリ

そして、一転して、武家と公家との力関係の不均衡ぶりを対句的に描き、その結果としての高時対後醍醐天皇という構図が集約的に語られる事となる。ここでは、対句表現を多用して、たとえば二人を、次のように造型する。Aが高時、Bが後醍醐天皇。

A 行跡甚輕シテ人ノ嘲ヲ不顧

政道不正シテ民ノ弊ヲ不慮

見人眉ヲ蹙メ

聽人唇ヲ翻ス

B 内ニハ三綱五常ノ儀ヲ正シテ、周公孔子ノ道ニ順ヒ

外ニハ万機百司ノ政ヲ不怠給、延喜天曆ノ跡ヲ追レシカバ

誠ニ 天ニ受タル聖主

地ニ奉ゼル明君也ト

其徳ヲ稱シ

其化ニ誇ラス者ハ無リケリ

第二章は、後醍醐天皇の善政を具体的に列記しており、対句の表現は一部分に見られるだけであるが、前述したごとく、後醍醐治政を批判的に描く末文は、漢文調の対句表現でまとめられている。

第三章では、入内しながら寵を得られなかった「後西園寺大政大臣實兼公ノ御女」(藤原禰子)と、「君一度御覽セラレテ、他ニ異ナ

ル御覺」のあった「安野中將公廉ノ女ニ、三位殿ノ局ト申ケル女房」(阿野廉子)とが、対照的に採り上げられる。禰子については、その美しさと悲嘆ぶりが対句表現で描かれるが、廉子については、「殊艶尤態」程度の美的描写しかない。すなわち、身分その他の点でも対比を見せる二人の女性のうち、どちらかと言えば負的条件を持つ廉子の方に後醍醐天皇の心が傾いた結果として、「傾城傾國ノ亂今ニ有ヌト覺テ、淺増カリシ事共也」と、後醍醐天皇自身への批判の視線をも見せることとなる。

第四章は、「蠡斯ノ化行レテ、皇后元妃ノ外、君恩ニ誇ル官女、甚多カリケレバ、宮々次第ニ御誕生有テ、十六人マデゾ御座シケル」として、そのうち第一宮から第四宮までの四人の皇子を、対句表現を使いつつ紹介する。各皇子についての記述量は一定しないが、「御子左大納言為世卿女、贈從三位為子」を母とする二皇子について、「第一宮尊良親王ハ」「第二宮モ同御腹ニテゾ御坐シケル」と記し、「民部卿三位殿」を母とする二皇子について、「第三宮ハ」「第四宮モ同御腹ニテゾヲハシケル」と書き出す。特に四人に限定して紹介する必然性は見られないので、やはり、対の方法に基づいて整備された結果と考えることができよう。

此外「儲君儲王ノ選

竹苑椒庭ノ備

誠二 王業再興ノ運

〔福祚長久ノ基、時ヲ得タリトゾ見ヘタリケル

これは、第三章の否定的末文とは対照的なものとなっており、第三章と第四章とが、後醍醐天皇の周辺に関する負と正という対照構成になっていると考えることができる。

第五章は、第一段で中官の安産祈願と称して関東調伏の秘法が行なわれたことを記す。ようやく、第一章を踏まえての事態の進捗が語られる事となる。特に、「中ニモ法勝寺ノ圓觀上人、小野文觀僧正二人ハ、別勅ヲ承テ」祈った事が記されている。第二段は、「武家ニ漏レ聞ル事ヤ有ント憚リ思召レ」、資朝・俊基・隆資・師賢・成輔達だけに「潛ニ仰合ラレテ、サリヌベキ兵ヲ召ケルニ、錦織ノ判官代、足助次郎重成、南都北嶺ノ衆徒、少々勅定ニ応ジテゲリ」という、小さな波紋が描かれる。第三段は、対句表現によって俊基をクローズアップし、彼が偽って籠居し、山伏姿で諸国を回り、「国ノ風俗、人ノ分限ヲゾ窺見ラレケル」と、後醍醐天皇側の軍備行動が語られる。

第六章の第一段は、資朝が「様々ノ縁ヲ尋テ、昵ビ近カレ、朋友ノ交」を持った「武勇ノ聞ヘ」ある美濃の武士土岐伯耆十郎頼貞・多治見四郎次郎国長について、「是程ノ一大事ヲ無左右ノ知セン事、如何カ有ベカラント思ハレケレバ、猶モ能々其心ヲ窺見ン爲ニ」無礼講が開かれた事を記し、参加メンバーとして、師賢・隆資・実世

・俊基・游雅・玄基・国長の名が列記される。神田本・西源院本・玄玖本等には見られる「土岐伯耆十郎頼時・同左近藏人頼貞」の名を、流布本は載せないが、第七章を含む前後の文脈から考えても、土岐氏二名の名がある方が良く、流布本が欠落させたと思われるであろう。無礼講の様子は対句表現で描かれ、「只東夷ヲ可亡企ノ外ハ他事ナシ」という実状も記される。

第二段では、「常ニ會合セバ、人ノ思咎ムル事モヤ有ン」との懸念から、「其比才覺無雙ノ聞ヘ」のあった「玄惠法印ト云文者」を招いて、「事ヲ文談ニ寄ンガ為」に、『昌黎文集』の講義をさせた事を述べる。「謀叛ノ企」とは知らぬ玄惠が講義をしていたところ、「昌黎赴潮州」という箇所になった時、聴講者達から「是皆不吉ノ書ナリケリ」という声が出て、文談が中止になった事を記す。

以下は、「文才優長ノ人」であった韓昌黎と、その猶子で「只道士ノ術ヲ學デ、無為ヲ業トシ、無事ヲ事トス」る韓湘とを対照的に描く中国故事の引用が続く。結果的には、「佛法ヲ破テ、儒教ヲ貴ベキ由、奏狀ヲ奉ケル咎」によって潮州へ左遷されることとなる韓昌黎の事を、「無為」の人である韓湘が予言していたという場面展開を来たす。

対句表現を多用しての故事引用のあと、「此談義ヲ聞ケル人々ノ忌思ケルコソ愚ナレ」と厳しい評語によって、この章は結ばれる。

第七章は、前半で「謀反人ノ與黨、土岐左近藏人頼貞」にスポットライトをあて、彼が妻（その父は「六波羅ノ奉行齊藤太郎左衛門

尉利行) に対して、「御謀叛」に加担している事を打明け、妻は夫を「回忠ノ者ニ成シ、是ヲモ助ケ、親類ヲモ扶ケバヤ」と考えて父に告げ、齊藤が六波羅へ報告する次第が語られている。ここでは、頼員が、涙もろく、「心淺シテ」「是程ノ一大事ヲ、女性ニ知ラスル程ノ心」の持主として描かれるのに対して、妻の方は「彼女性心ノ賢キ者也ケレバ」と、対照的に造型されている。

計画の漏洩を警戒して無礼講までしたにも拘らず、土岐頼員の妻への告白から、討幕計画という大事をあっけなく瓦解させてしまう事になる天皇方に対して、齊藤利行よりの報告を受けた六波羅方の、別の名目をたてて兵を召集する機敏な対応ぶりだが、簡潔に描かれてもいる。

すでに、第六章で、討幕計画を知らずに文談を担当した玄恵法印と、その文談を中断させた人達とを対照的に採りあげ、文談聴講者(すなわち、討幕計画参加者)を「愚カ」と批判した論理は、第七章における土岐頼員の人物形象への批判的な視線にも、そのまま繋がるものであろう。

後半は、六波羅勢による土岐・多治見邸急襲が語られる。小串三郎左衛門尉範行と山本九郎時綱とが三千余騎で出撃。まず、土岐十郎を攻めた山本は、大軍を三条河原に残し、中間二人だけを従えて土岐の宿所へ向かい、一騎打ちに挑む。土岐も応戦したが、山本側の「後陣ノ大勢二千余騎」を見て、生捕られる事を危惧して自害する。

多治見の宿所へは、小串勢が押し寄せる。多治見方の小笠原の華々しい奮戦、六波羅方の伊藤父子の討死などもあり、攻めあぐむ状

態が続いたのち、佐々木勢の側面攻撃によって、多治見らを自害に追い込む。

『太平記』で、最初に語られる合戦譚である。文章表現上での対句は殆ど見られない。しかし、構成面などでは、「対の方法」に基づく、相当計算された人物形象を窺うことができる。たとえば、土岐十郎と対決した山本九郎が、ただ一騎で立ち向かって、比較的短い時間で勝負を決めたのに対し、多治見を攻めた小串の方は、「小串三郎左衛門範行ヲ先トシテ、三千余騎ニテ推寄タリ」という冒頭場面に見られるのみで、具体的な合戦ぶりは描かれることがない。しかも、多治見側の小笠原孫六が六波羅勢の二十四人を射落し、六波羅側の伊藤彦次郎父子兄弟四人が「志ノ程ハ、武ケレドモ」あっけなく討死し、「先駈ノ寄手五百余人、散々ニ切立ラレテ、門ヨリ外へ颯ト引ク」というような戦況が、「辰刻ノ始ヨリ午刻ノ終マデ」続き、山本対土岐の場合とは、大きな違いを見せている。このように見ると、第八章冒頭で「土岐・多治見討レテ後」と、まとめられているような、敗戦・自害という同じ結末を持つ土岐・多治見でありながら、その結末に至る過程では、対照的なものとして描かれていることがわかる。

第八章は、第一段で、「サリトモ我等が事ハ顯レジト、無墓憑ニ油斷シテ」いた資朝・俊基が逮捕され、鎌倉へ送られた事を記す。後醍醐の側近として「家ノ繁昌時ヲ得タ」資朝と「望勲業ノ上ニ達」した俊基とを並列的に描き、鎌倉下着後も、「俱ニ朝廷ノ近臣

トシテ、才覺優長ノ人タリシカバ、世ノ譏リ君ノ御憤ヲ憚テ、嗷問ノ沙汰ニモ不^レ及^ニ等と記されている。

第二段は、「世上騒シキ時節」ゆえに、ひっそりとしている七夕の夜を対句表現で描き、「先告文一紙ヲ下サレテ、相摸入道ガ怒ヲ静メ候バヤ」との吉田冬房の提案に従う後醍醐天皇の姿について、「御前ニ候ケル老臣、皆悲啼ヲ含マヌハ無リケリ」と、同情的に描く。

第三段は、万里小路宣房が勅使となつて関東に届けた告文を、相摸入道（高時）が披見しようとする、二階堂道蘊が「天子武臣ニ對シテ直ニ告文ヲ被^レ下タル事、異國ニモ我朝ニモ未其例ヲ承ズ。然^レヲ等閑ニ披見セラレン事、冥見ニ付テ其恐アリ。只文箱ヲ啓ズシテ、勅使ニ返進セラルベキカ」と再三主張する。しかし、相摸入道は「何カ苦シカルベキ」と、齊藤太郎左衛門利行に告文を読ませる。その齊藤利行は、「叡心不^レ偽處任ニ天照覽」という箇所を読んでいる時に、目まいがして鼻血を流し、退出したものの悪瘡ができて「七日ガ中ニ血ヲ吐テ」死んでしまつた。「時澆季ニ及デ、道塗炭ニ落スト云ドモ、君臣上下ノ礼違則ハ、サスガ佛神ノ罰モ有ケリト、是ヲ聞ケル人毎ニ、懼恐ヌハ無リテリ」という一文があつて、「主上ヲバ遠國へ遷シ奉ルベシ」との決定は覆され、「相摸入道モ、サスガ天慮其憚リケルニヤ、「御治世ノ御事ハ朝議ニ任セ奉ル上ハ、武家綺ヒ申ベキニ非ズ」ト、勅答ヲ申テ、告文ヲ返進セラル」という事になる。その結果、後醍醐天皇も「宸襟始テ解テ」、群臣も安堵する。又、俊基は赦免となり、資朝は「死罪一等ヲ有メラレテ」佐

渡へ配流となる。

ここでは、後醍醐天皇の告文の扱いをめぐつて、対照的な二つの立場が呈示される。ただし、二階堂道蘊の方は、披見を遠慮すべき理由を述べたのに対し、高時の方は、その二階堂に反論する理由を持たない。すでに、吉田冬房の進言の中にも、天皇への謙疑追及がどこかで中止される可能性は予見されていたが、高時が強硬な態度をとつたため、「佛神ノ罰」という反作用が、齊藤利行の急死という形をとつた後、ようやく「御治世ノ御事ハ朝議ニ任セ奉ル上ハ、武家綺ヒ申ベキニ非ズ」との結論に至る。これは、同情的に描かれていた孤影蕭然たる後醍醐天皇に安堵をもたらすものでもあつた。これで、巻一が終る。

二

以上見て来たように、序文に整然とした形で掲げられていた「對の方法」は、表現レベルの違いを見せつつも、巻一全体を覆っていると言ふ事ができるであらう。

もちろん、中国古典の論理を導入した序文の「明君^ノ良臣」という理想型の、日本における反措定として第一章に提出された「上乖^ニ君之徳^ニ下失^ニ臣之礼^ニ」の具体的な展開として、「上（後醍醐天皇）」については、第二章と第三章で、わずかに言及されていたにすぎないし、「下（北条高時）」についても、第一章後半で一般論的に述べられているのと、第八章の強硬な態度に垣間見られる程度に

とどまっている。

後醍醐天皇に関する限り、巻一では「乖君之徳」という側面よりも、聖徳を具備し、善政を施す人物として形象されており、たとえば、第八章の場合なども、その告文を読んだ齊藤利行（つまり高時の身代わり）が妾死を遂げるといふ虚構的な展開を導入する事により、「君臣上下ノ礼違則」における天皇の威力というものを暗示させるように描かれている。

ただ、第六章第二段の、玄恵の文談に採り上げられた韓昌黎の故事では、「無為ヲ業トシ、無事ヲ事トス」と書かれた韓湘の像が、第一章で「行跡甚輕シテ人の嘲ヲ不顧」等と書かれた高時像を連想させ、一方、「文才優長ノ人」として「儒教ヲ貴ベキ由」との主張をして潮州へ流謫の身となる韓昌黎は、第一章で「内ニハ三綱五常ノ儀ヲ正シテ、周公孔子ノ道ニ順」と紹介された後醍醐天皇の運命（巻四で隠岐配流が語られる）を予感させるものである。そして、そのような厳しい運命をも背負つての後醍醐天皇の討幕計画に参加しているにしては、浅い関わりしか持ちえなかつた人々の事を、作者は「愚ナレ」と評するしかなかつた、と言へるのであるうか。その結果、「謀叛ノ企トハ夢ニモ不知」講義をした玄恵法印の方が、その愚かな人達の対極に位置づけられる事にもなる。それは又、そういう「癡人」をもメンバーに抱えていた事によって、天皇の討幕計画が頓座せざるをえない暗示でもある。

なお、本稿では、流布本の章立てに従つて論を展開してきたが、末尾に掲げた表を見てもわかるように、諸本における章の立て方に

厳密な基準があるわけではない。ただ、便宜的な章立て以外に、諸本の読み表われとしての章の立て方も見られ、たとえば、流布本の第五章から第八章に相当する部分が、古態本を中心として、詳細に章を分けられている点などは、第五章から、いよいよ後醍醐天皇の討幕計画の具体的な動きを記す箇所だけに、注意すべきかと思われる。

巻一を見てきた限りにおいては、「対の方法」は、作者が論述を展開する部分に、対句表現という一種のレトリックとして使われることが多く、一方、第七章の合戦場面などにおいては、文章表現をいうよりも、人物形象や構成というような点に、「対の方法」を見出すことができる。はたして、この「対の方法」が『太平記』全体に及ぶものなのか、という問題を今後検討して行きたい。

流布本(大系本)	<p>○序</p> <p>1 後醍醐天皇御治世事 付武家繁昌事</p> <p>2 関所停止事</p> <p>3 立后事付三位殿御局事</p> <p>4 儲王御事</p> <p>5 中宮御産御祈之事 付俊基偽籠居事</p> <p>6 無礼講事付玄恵文談事</p> <p>7 頼員回忠事</p> <p>8 資朝俊基關東下向事付御告文事</p>
神田本	<p>○序</p> <p>○関所停止事并施行事</p> <p>○立后事</p> <p>○三位殿局事</p> <p>○儲王事<small>(注10)</small></p> <p>○御産御祈事</p> <p>○俊基偽籠居事</p> <p>○無礼講事</p> <p>○昌黎文集事</p> <p>○土岐謀叛事</p> <p>○土岐与多治見被誅事<small>(注11)</small></p> <p>○資朝卿俊基朝臣科咎事</p> <p>○被下告文事</p>
西源院本	<p>○序</p> <p>○後醍醐天皇可亡武臣御企事<small>(注12)</small></p> <p>○中宮御入内事</p> <p>○皇子達御事</p> <p>○関東調伏法被行事</p> <p>○俊基資朝々臣事</p> <p>○土岐十郎與多治見四郎謀叛事付無礼講事</p> <p>○昌黎文集談義事</p> <p>○謀叛露頭土岐多治見被討事</p> <p>○俊基資朝被召取関東下向事</p> <p>○主上御告文関東被下事</p>
玄玖本	<p>○先代草創平氏權柄事</p> <p>○付後醍醐天皇御事<small>(注13)</small></p> <p>○関所停止事付施行之事</p> <p>○立后予事</p> <p>○三位殿局之事</p> <p>○儲王之事</p> <p>○御産御祈事</p> <p>○俊基偽籠居之事</p> <p>○無礼講之事</p> <p>○昌黎文集之事</p> <p>○土岐謀叛之事</p> <p>○付頼員回忠之事<small>(注14)</small></p> <p>○資朝俊基科咎之事</p> <p>○被下告文之事</p>
義輝本	<p>○序</p> <p>○相模守高時執權柄事</p> <p>○京都居向六波羅鎮西下探題事</p> <p>○飢人窮民施行事</p> <p>○實兼公女儲后妃事</p> <p>○公廉女御籠愛事</p> <p>○東夷調伏事</p> <p>○俊基歎狀誑誤事</p> <p>○玄恵法印談義事</p> <p>○土岐多治見等討死事</p> <p>○資朝俊基囚事</p> <p>○主上御告文被下関東事</p>
梵舜本	<p>○序</p> <p>○関所停止事</p> <p>○三位殿局御事</p> <p>○中宮御産御祈事</p> <p>○俊基偽籠居事</p> <p>○土岐謀叛事</p> <p>○昌黎文集事</p> <p>○頼員回忠事</p>

注

- 1 引用は日本古典文学大系本による。
- 2 『太平記構想論序説』巻一の考察―(『国文』第十二号、昭和35年2月)。鈴木氏がこの中で「現存の巻一は成立過程のある時期に新しい構想を以つて書き加へられたのではないか」と述べておられる点は示唆的であり、筆者としてはその「新しい構想」に、「対の方法」が採用された事もありうるのではないかと考える。
- 3 『太平記』における日付表記―巻一・巻二の構想をめぐって―(『軍記と語り物』14・昭和53年1月)。
- 4 『太平記』発端部の諸問題―(鹿兒島短大研究紀要』第25号、昭和55年3月)。なお、杉本圭三郎氏にも「太平記の発端」(『軍記と語り物』9・昭和47年3月)がある。
- 5 傍書、よみ仮名などは省略した。
- 6 『太平記』巻四をめぐる諸本の構想と構成―(樟蔭国文学』第22号)。
- 7 『太平記』における抒情性と理―天神説話と和歌―(『大阪樟蔭女子大学論集』第21号)。
- 8 「頼貞」の名は、神田本等では「頼時」となっていたりするが、ここでは、その問題にはふれない。
- 9 義父の齊藤に事情を尋ねられた頼貞は「此事ハ同名頼貞・多治見四郎二郎が勤ニ依テ、同意仕テ候」と弁明する。この言葉は、神田本や西源院本等にはなく、流布本は他人に責任転嫁し

ようとすることの言葉によって、頼貞の軟弱さを一層強調している事になる。

- 10 目録には章段名があるが、本文の方は前章に続いている。
- 11 目録には章段名なし。本文の方にあり。
- 12 目録にはあるが、本文の方では「序」とともに章段名なし。
- 13 目録にはあるが、本文の方には章段名なし。
- 14 目録には「付……」以下なし。

追記 大森北義氏は「太平記の方法」(『日本文学』一九八二年一月号)の中で、「正中・元弘の変前夜の『革命』状況を描くその叙述の方法は、『序』において君・臣という「二本柱の構図」を提示し、本文冒頭でそれを天皇と高時という「二人の構図」に具体化し、その二人を「並列」の関係で設定しながら変革と動乱の歴史過程をしようとした」「『序』に提示された方法」を、「『序』の方法」と規定し、もう一つの「『不思議』の方法」と合わせて、「これらは、第一部世界にみられる基本的な文学方法であるが、筆者は、第二部、第三部にも貫徹されていく「方法」であると考えている」と述べておられる。

本稿で、「対の方法」が作者の論述展開部分に対句表現として見られることを述べたが、この事は、大森氏が「政道不正のゆえに高時滅亡を説く『序』以来の理性的「方法」(『傍点筆者』)と述べておられる事に重なるかと考える。大森氏のこの御論考について、本文中で触れえなかったことを遺憾としつつ、ここに付記させていた